

令和3年余市町議会第4回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
 延 会 午後 3時21分

○招 集 年 月 日

令和3年12月14日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和3年12月14日（火曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長	3番	中井 寿夫
余市町議会議員	1番	野呂 栄二
〃	2番	吉田 豊
〃	4番	藤野 博三
〃	5番	内海 博一
〃	6番	庄 巖龍
〃	8番	白川 栄美子
〃	9番	寺田 進
〃	10番	彫谷 吉英
〃	11番	茅根 英昭
〃	12番	近藤 徹哉
〃	13番	安久 莊一郎
〃	14番	大物 翔
〃	15番	中谷 栄利
〃	16番	山本 正行
〃	18番	岸本 好且

○欠 席 議 員 （1名）

余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	細 山 俊 樹
総 務 部 長	須 貝 達 哉
総 務 課 長	増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長	阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長	北 島 貴 光
財 政 課 長	高 橋 伸 明
税 務 課 長	紺 谷 友 之
民 生 部 長	上 村 友 成
福 祉 課 長	中 島 紀 孝
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	芹 川 か お り
保 険 課 長	中 島 豊
環 境 対 策 課 長	成 田 文 明
経 済 部 長	渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長	奈 良 論
商 工 観 光 課 長	橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長	千 葉 雅 樹
建 設 課 長	篠 原 道 憲
ま ち づ くり 計 画 課 長	庄 木 淳 一
下 水 道 課 長	樋 口 正 人
水 道 課 長	照 井 芳 明
会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長	秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長	濱 川 龍 一
教 育 委 員 会 教 育 長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	中 村 利 美
学 校 教 育 課 長	高 田 幸 樹
社 会 教 育 課 長	浅 野 敏 昭

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

石川智子

を求めることについて

(令和3年度余市町一般会計補正予算(第7号))

○事務局職員出席者

事務局 長 羽生満広
主 任 細川雄哉
書 記 小林宥斗

第10 議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算(第8号)

第11 議案第2号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

第12 議案第3号 令和3年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第2号)

第13 議案第4号 令和3年度余市町水道事業会計補正予算(第2号)

第14 一般質問

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
議長の諸般報告
行政報告
- 第3 令和3年余市町議会第3回定例会付託 認定第1号 令和2年度余市町水道事業会計決算認定について
(令和2年度余市町水道事業会計決算特別委員会審査結果報告)
- 第4 令和3年余市町議会第6回臨時会付託 認定第1号 令和2年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第3号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第4号 令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について(以上5件、令和2年度余市町各会計決算特別委員会審査結果報告)
- 第9 報告第1号 専決処分事項の承認

開 会 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和3年余市町議会第4回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、土屋議員は入院加療のため今期定例会について欠席の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審査結果報告6件、議案12件、報告1件、他に一般質問と議長の諸般報告並びに行政報告です。

○議長(中井寿夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号6番、庄議員、議席番号8番、白川議員、議席番号9番、寺田議員、以上のとおり指名いたします。

○議長(中井寿夫君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○8番（白川栄美子君） 令和3年余市町議会第4回定例会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員6名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審査結果報告6件、議案12件、報告1件、一般質問は8名によります12件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日より12月16日までの3日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

令和3年余市町議会第3回定例会付託に関わる日程第3、認定第1号 令和2年度余市町水道事業会計決算認定についてにつきましては、令和2年度余市町水道事業会計決算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

令和3年余市町議会第6回臨時会付託に関わる日程第4、認定第1号 令和2年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第3号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第4号 令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定に

ついて、以上5件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、令和2年度余市町各会計決算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度余市町一般会計補正予算（第7号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第8号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第2号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第3号 令和3年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第2号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、議案第4号 令和3年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、一般質問は、8名による12件です。

日程第15、議案第5号 余市町手数料徴収条例等の一部を改正する条例案につきましては、議長を除く議員16名で構成する余市町手数料徴収条例等審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできることを付け加え、付託することに決しました。

日程第16、議案第6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第17、議案第7号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、議案第8号 余市町国民健康保険条

例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、議案第9号 第5次余市町総合計画についてにつきましては、議長を除く議員16名で構成する第5次余市町総合計画審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできることを付け加え、付託することに決しました。

日程第20、議案第10号 指定管理者の指定についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第21、議案第11号 指定管理者の指定についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第22、議案第12号 指定管理者の指定についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

また、今期定例会の運営に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明員につきましては審議案件を考慮した出席とする旨確認がなされたことをご報告申し上げます。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から16日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から16日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項

の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、去る11月26日、明治記念館において第65回町村議会議長全国大会並びに第46回豪雪地帯町村議会議長全国大会が今年度新型コロナウイルス感染症拡大防止のため参加人数を制限し開催されており、お手元に配付の大会決議並びに特別決議等が採択され、関係書類が北海道町村議会議長会から送付がありましたので、ご報告申し上げます。なお、それぞれの詳細につきましては、関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） ニッカウキスキー株式会社北海道工場の重要文化財指定について。

ニッカウキスキー株式会社北海道工場の重要文化財指定につきまして行政報告いたします。ニッカウキスキー株式会社北海道工場の重要文化財指定につきましては、令和3年11月19日に開催されました文化審議会文化財分科会の審議、議決を経て重要文化財に指定することが文部科学大臣に答申されました。指定名称につきましては、重要文

化財ニッカウキスキー余市蒸留所施設となり、重要文化財建造物として官報告示を経て重要文化財となるものでございます。今回の指定につきましては、令和元年度から同2年度までに実施されました近代和風建築物等総合調査により候補物件の調査及び文化庁による現地調査が行われ、このたび原材料の仕込みから蒸留、貯蔵まで昭和初期のウイスキー蒸留施設として創業当初のたたずまいが保存され、国宝及び重要文化財指定基準のうち北海道における近代産業遺産として歴史的価値が高いものとして認められた事務所棟、蒸留棟、貯蔵棟など10棟が重要文化財に、このほか3件が指定文化財と一体をなすものとして保存される付いたり指定の候補となったところでございます。このたびの重要文化財への答申を受けまして、余市町といたしましても所有者でありますニッカウキスキー株式会社と連携を図りながら適切な保存と活用に努めてまいりたいと存じます。

以上、ニッカウキスキー株式会社北海道工場の重要文化財指定についての行政報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、令和3年第3回定例会において付託に関わる日程第3、認定第1号 令和2年度余市町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

この際、令和2年度余市町水道事業会計決算特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○13番（安久莊一郎君） ただいま上程されました令和3年余市町議会第3回定例会において令和2年度余市町水道事業会計決算特別委員会設置付託に関わる認定第1号 令和2年度余市町水道事業会計決算認定について、その審査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和3年9月15日開催の本会

議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私安久が、副委員長に内海委員が選任されました。

実質審議につきましては、令和3年11月25日、1日間で審議を終えた次第であります。なお、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。認定第1号 令和2年度余市町水道事業会計決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げ、審査結果の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

認定第1号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第1号 令和2年度余市町水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（中井寿夫君） 次に、令和3年第6回臨時会において付託に関わる日程第4、認定第1号 令和2年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第3号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第4号 令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についての以上5件を一括議題といたします。

この際、令和2年度余市町各会計決算特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○18番（岸本好且君） ただいま上程されました令和3年余市町議会第6回臨時会において、令和2年度余市町各会計決算特別委員会設置付託に関わる認定5件について、その審査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和3年11月19日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私岸本が、副委員長に大物委員が選任されました。

なお、委員会の開催日、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。まず、認定第1号 令和2年度余市町一般会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げます、審査結果の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

認定第1号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第1号 令和2年度余市町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第3号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第4号 令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、

委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第9、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長(高橋伸明君) ただいま上程されました報告第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和3年度余市町一般会計補正予算(第7号)について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるとでございます。

令和3年度余市町一般会計補正予算(第7号)の内容につきましては、コロナ克服新時代開拓のための経済対策として閣議決定を受け、新型コロナウイルス感染症対策予備費により措置された子育て世帯への臨時特別給付金の迅速な給付を実施するため専決処分により関係経費の補正計上を行ったものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年11月26日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和3年度余市町一般会計補正予算(第7号)。

令和3年度余市町の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,110万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億5,309万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額1億2,110万3,000円につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金関係経費の補正計上でございます。内訳でございますが、1節報酬39万1,000円、3節職員手当34万1,000円、4節共済費2,000円、8節旅費8,000円、10節需用費8万2,000円、11節役務費64万9,000円、12節委託料253万円までが事務費の計上でございます。18節負担金補助及び交付金1億1,710万円につきましては、子育て世帯臨時特別給付金の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。下段でございます。

2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額1億2,110万3,000円、2節児童福祉費国庫補助金1億2,110万3,000円につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金に係る事業費補助金1億1,710万円と事務費補助金400万3,000円の計上でございます。

以上、報告第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○8番(白川栄美子君) 子育て世帯の臨時給付金が出るようになりました。そこで、ちょっと何点か質問させていただきますが、まずこの給付金は年内に5万円が入るといふふうに考えていいのか。

それと、児童手当もらっている方はそのまま当然その中に支給されるのですけれども、児童手当もらっていない方で17歳から18歳まで、その方というのはどういうふうになるのか。年内にそれも支給されるのかどうか。

それと、今ちょっと国会の中でも総理の答弁の中で当初あとの残りの5万円はクーポンという形の中で言っていたのですけれども、今国会の中では一律10万円支給してもいいよという話にもなりました。そういう中で余市町は今後どういうふうに考えるのか。

3点、よろしく願います。

○子育て・健康推進課長(芹川かおり君) 8番、白川議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の支給の予定の部分でございます。こちらにつきましては、申請が必要とされていない児童手当を受けている方につきましては年内の支給を考えてございます。また、申請が必要な世

帯につきましては、今後申請手続を終えた後支給となつてございますので、想定としては1月の支給を考えてございます。

次に、今後10万円の金額等の部分でございますけれども、現在まずは5万円の先行的な現金給付、そして残りの部分に関しましては今後国から示される方針により検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○8番(白川栄美子君) 児童手当が支給されているところは年内に、あとはそのほかは申請次第で年明けになるという話でした。できれば本来なら申請もした順番に振り込んでいただけたほうが家庭的には助かるかなと思っております。そういう部分でちょっと努力していただければと思っております。

また、残りの5万円、これ国のほうでは現金支給してもいいよという話にもなっているのですけれども、そこの部分もクーポンよりもやっぱり現金のほうが使いやすいというのは多くの人の声もありますので、そこの部分は町としても現金で支給していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○子育て・健康推進課長(芹川かおり君) 8番、白川議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

まず、申請の部分でございます。こちらにつきましては、今回所得制限等もございますので、必要な申請をしていただけての支給ということになるかと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

次に、残りの5万円の現金支給の部分でございます。こちらに関しましては、先ほど申しあげましたとおり、今後国から示される方針によりまして検討いたしたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきますようよろしく願いいたします。

○議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時52分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 理事者側より先ほどの8番、白川議員への答弁に訂正の申出がありますので、それを許します。

○子育て・健康推進課長(芹川かおり君) 先ほど8番、白川議員の質問に対する答弁につきまして訂正をさせていただきます。

先ほど申しあげました残りの5万円分の給付につきまして、先ほど今後示される国の方針により検討してまいりますと答弁いたしておりましたが、先週町長より指示があり、現金給付での実施

につきまして指示がございましたので、これを基本として実施してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○議長（中井寿夫君） 日程第10、議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第8号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、人事異動による人件費の整理及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴い生じた各種事業の不用額の整理と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の減額及び事業の追加、さらに支給決定者の増加に伴う障害福祉サービス費等給付費の増額補正計上を行ったものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う基金への積立金とふるさと納税取扱業務委託料等の増額補正計上を行ったものでございます。

民生費におきましては、法改正に伴う児童手当システム改修委託料、過年度分の国庫負担金等の精算に伴う返還金の補正計上を行ったものでございます。

衛生費におきましては、北後志の救急医療体制維持のための余市協会病院に対する補助金の補正計上を行ったものでございます。

商工費におきましては、余市町中小企業振興条例に基づく中小企業振興事業補助金の補正計上を行ったものでございます。

教育費におきましては、中央公民館における加圧給水ポンプの修繕費の補正計上を行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国、道支出金等を特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

この結果、今回の補正予算額4億9万5,000円を既定予算に追加した予算総額は105億5,318万7,000円と相なった次第でございます。

以上、今回ご提案いたしました補正予算（第8号）について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細については担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（高橋伸明君） 議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第8号）。

令和3年度余市町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億5,318万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。5ページをお開き願います。歳出のうち各款、各目に計上の2節給料から4節共済費までにつきましては、職員の人事異動に伴います経費の増減について整理したものでございます。つきましては、職員の人件費の整理ということで説明は省略させていただきます。

3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額129万9,000円の減、2節から4節につ

きましては、人件費の整理でございます。8節旅費488万9,000円の減につきましては、コロナ禍に伴う旅費の減額計上でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額3,855万5,000円の減、1節報酬212万5,000円につきましては、会計年度任用職員報酬の増額計上でございます。2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

4目財産管理費、補正額3,367万9,000円、24節積立金3,367万9,000円につきましては、寄附による社会福祉施設等建設基金積立金31万8,000円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金3,335万1,000円、図書整備基金積立金1万円の計上でございます。

5目企画費、補正額2億800万円につきましては、ふるさと納税に係る事業経費として11節役務費600万円、12節委託料1億7,900万円、13節使用料及び賃借料2,300万円の追加計上でございます。

次のページをお開き願います。15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額1,313万7,000円、12節委託料63万9,000円の減につきましては、プレミアム付商品券業務取扱委託料156万9,000円の減、道路現況図等システム導入委託料100万円の減、都市計画等支援システム導入委託料149万6,000円の減、新型コロナウイルスワクチン接種送迎支援事業委託料276万円、スキー授業バス運行業務委託料66万6,000円の補正計上でございます。14節工事請負費19万8,000円につきましては、庁舎LANケーブル配線工事の計上でございます。17節備品購入費652万5,000円につきましては、コロナ対策備品の計上でございます。18節負担金補助及び交付金705万3,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応農業・漁業支援交付金470万円、修学旅行等保護者負担軽減助成金235万3,000円の補正計上でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額173万円につきましては、

は、人件費の整理でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額110万円の減につきましては、人件費の整理でございます。

6目心身障害者対策費、補正額1億624万円、19節扶助費1億624万円につきましては、障害福祉サービス費等給付費1億329万2,000円、障害児給付費294万8,000円の追加計上でございます。

10目介護保険費、補正額14万1,000円、22節償還金利子及び割引料14万1,000円につきましては、令和2年度低所得者保険料軽減国庫負担金返還金の計上でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額805万4,000円、12節委託料286万円につきましては、児童手当システム改修委託料の計上でございます。22節償還金利子及び割引料519万4,000円につきましては、いずれも令和2年度国庫支出金、道支出金の返還金の計上でございます。内訳でございます。児童手当国庫負担金返還金4万1,000円、道費負担金返還金4,000円、子育てのための施設等利用給付費国庫負担金返還金175万7,000円、道費負担金返還金145万4,000円、子ども・子育て支援交付金返還金176万円、子育て世帯への臨時特別給付金事業費国庫補助金返還金10万円、事務費国庫補助金返還金7万8,000円の計上でございます。

3目町立保育所費、補正額758万円につきましては、人件費の整理でございます。

次のページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額3,334万5,000円、2節から4節までにつきましては、人件費の整理でございます。18節負担金補助及び交付金1,775万5,000円につきましては、余市協会病院救急医療体制維持補助金の補正計上でございます。

4目環境衛生費、補正額70万6,000円、10節需用費70万6,000円につきましては、町営斎場における

燃料費の追加計上でございます。

6目保健師設置費、補正額399万円の減につきましては、人件費の整理でございます。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、補正額75万円につきましては、人件費の整理でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額293万円につきましては、人件費の整理でございます。

2目農業総務費、補正額582万円につきましては、人件費の整理でございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業総務費、補正額25万円につきましては、人件費の整理でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額15万円につきましては、人件費の整理でございます。

2目商工振興費、補正額904万2,000円、18節負担金補助及び交付金904万2,000円につきましては、余市町中小企業振興事業補助金の計上でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額1,061万円につきましては、人件費の整理でございます。

次のページをお開き願います。8款土木費、2項道路橋りょう費、2目冬期除雪対策費、補正額382万9,000円につきましては、除排雪に係る会計年度任用職員報酬181万9,000円と時間外勤務手当201万円の追加計上でございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額15万円、18節負担金補助及び交付金15万円につきましては、寄附に伴います北後志消防組合負担金の追加計上でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額912万円の減につきましては、2節から4節までにつきましては人件費の整理でございます。14節工事請負費420万円の減につきましては、教職

員住宅解体事業の実施見送りに伴う工事費の減額計上でございます。

3目教育指導費、補正額498万5,000円の減、1節報酬476万円の減につきましては、コロナ禍で来日が遅れたことによる外国語指導助手に係る報酬の減額計上でございます。18節負担金補助及び交付金22万5,000円の減につきましては、余市町教育研究会補助金の減額計上でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額128万2,000円、2節から4節までにつきましては、人件費の整理でございます。10節需用費497万2,000円につきましては、燃料費の増額計上でございます。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額393万5,000円、2節から4節までにつきましては、人件費の整理でございます。10節需用費385万5,000円につきましては、燃料費の増額計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額488万円につきましては、人件費の整理でございます。

2目中央公民館総務費、補正額290万4,000円につきましては、加圧給水ポンプの修繕費の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。中段でございます。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額5,312万円、4節身体障害者福祉施設費国庫負担金5,312万円につきましては、歳出における障害福祉サービス費等給付費、障害児給付費の増加に伴う国庫負担金の計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1,287万2,000円、1節総務費国庫補助金1,287万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額286万円、2節児童福祉費国庫補助金286万円につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金の計上でございます。

5目教育費国庫補助金、補正額150万円、1節小中学校費国庫補助金150万円につきましては、学校保健特別対策事業費補助金の計上でございます。

次のページをお開き願います。16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額2,662万1,000円、1節社会福祉費道負担金6万1,000円につきましては、低所得者保険料軽減負担金の計上でございます。5節身体障害者福祉施設費道負担金2,656万円につきましては、国庫負担金同様歳出の増加に伴う道負担金の増額計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額1億650万1,000円、1節総務費寄附金1億650万1,000円につきましては、4,409件の余市町ふるさと応援寄附金1億635万1,000円と消防救急業務寄附金といたしまして平塚和則様からの5万円、匿名を希望される方からの10万円でございます。

3目教育費寄附金、補正額1万円、1節教育費寄附金1万円につきましては、図書館図書購入寄附金といたしまして村岡千恵子様からの1万円でございます。

4目民生費寄附金、補正額31万8,000円、1節民生費寄附金31万8,000円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして水野勝一様から10万円、明治安田生命相互会社様から20万9,500円、余市菊花同好会様から7,543円でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、4項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額1億3,500万円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金1億3,500万円につきましては、歳出におけるふるさと納税に係る事業経費

の増額に伴う繰入金の計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額6,559万3,000円、1節繰越金6,559万3,000円につきましては、必要となる一般財源の計上でございます。

22款町債、1項町債、3目公共施設等適正管理推進事業債、補正額430万円の減、1節公共施設等適正管理推進事業債430万円の減につきましては、教職員住宅解体事業債の減額計上でございます。

次に、地方債補正についてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。中段でございます。第2表、地方債補正につきましては、起債限度額の補正でございます。1、変更、起債の目的、教職員住宅解体事業債、補正前限度額430万円、補正後限度額ゼロ円。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 主に大きく分けて2つ聞きたいのですが、1つが燃料関係の予算、もう一つは除雪関係だったのですが、まず燃料の話からいきます。

火葬場のほうの燃料費、一応補正計上されています。小中学校のほうでも燃料費が計上されているわけなのですが、これは3月に予算組んだ段階から石油価格随分上がってしまっているの、このままいったら、いつもの平均でいったら足りなくなるだろうという価格を積算して、多分補正組んだのだと思うのです。これ以上値段が変な話上らなければ取りあえずこの予算内でいけるという考え方で組んでいると解釈してよろしいのかというのが1つと、その一方で役場の本体のほう、こっこのほうの需用費としての燃料代の計上がないのです。だから、もともと持っている金

額が多分大きいから、それで何とかやりくりしているというのがあるとは思っただけけれども、このままのペースでいった場合、今の値段で石油価格が推移した場合ですけれども、いつ頃に予算の不足が見込まれると見込んでいらっしゃるのか、これが1つ。

2つ目としましては、10ページの冬期除雪対策費関係だったのですけれども、こちらも今の時点ではまだ除雪の補正は組んでいないわけなのですが、いかんせん燃料費高いものですから、除雪車動かそうと思ったら当然かなり油食うわけです。ただ、お願いしている業者さんのほうからちょっとこの金額では石油代の下敷きになってしまうよという声が出てこないとも限らない状況になってきているのではないかなと思うのですが、その辺の手当てというのはまだしなくても大丈夫な状態なのかなと、その辺伺います。

○**財政課長（高橋伸明君）** 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

私のほうから燃料費の関係についてご答弁申し上げます。今回補正で計上させていただいた分につきましては町営斎場と小中学校ということで、その他の施設につきましては、やはり当初予算のときと現在の価格、かなり差異ございますが、そうした中でも各施設それぞれやりくりにより現状では年度末まで運営できるという判断の下、予算を今回計上しているものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○**建設課長（篠原道憲君）** 14番、大物議員のご質問にご答弁を申し上げます。

2点目の冬期除排雪対策費の関係でございます。基本的には天候に左右される中で除排雪作業を継続的、持続的に作業するに当たりましては業者委託が基本と考えているところでございます。そういった中で、それ以外の例えば塩カル散布ですとか短時間、あるいは部分的に雪山ができて、そこを除去するですとか、そういった部分につき

ましては業務の効率性の観点から直営での作業を行っているところでございまして、今回の補正の予算につきましてはそういったきめ細やかな道路利用者、あるいは町民からの様々な要望、こういったものへの対応も視野に入れながらこういった経費の計上となったところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○**14番（大物 翔君）** 除雪の件は分かりました。まだちょっと降り方がいつもと違うみたいなので、適宜そこは判断なさってください。

燃料代のことだったのですけれども、今のところやりくりで頑張れば何とか年度末までもちそうであると。それはそれでいいと思うのですけれども、ただ1点心配なのは無理して節約はしないでほしいなことだけは申し上げたいです。まだ町長就任されるより何年も前の話だったのですけれども、どういうわけなのか、たまたまその日底冷えがひどかった日だったというのもあるのですけれども、昼前か、ちょっと下に下りていって見たら、民生部の職員さんの方々が肩震わせて、震えながら膝かけやって仕事していたというのがあったのです。その日庁舎全体寒かったのです。たまたまその日議会やっていたものですから、職員をそうやって寒い思いさせてまでお金節約するのはおかしいぞと。健康損なうことまでやってしまったらかえって業務効率下がるからと。健康を害するような状態にしてはならぬぞということは申し上げたことが過去にあったのです。だから、もし石油価格下がってくればそれで助かる部分あるのだけれども、これだって必要だったらやっぱりその辺の手当て、場合によっては考えていくという。なるべく働く環境に無理かけないという考え方の中でやっていただけたらなと思うところです。もしその点について何かあれば。

○**総務課長（増田豊実君）** 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁私から申し上げたいと存じます。

おっしゃるとおり、職員の健康管理、そこは十分気をつけなければならないところでございますので、適正な温度管理に努めてまいりたいと存じますので、お願いいたします。

○18番（岸本好且君） 6ページの新型コロナウイルス対策事業費の関係で3点ほど確認という意味でお聞きします。

まず、備品購入費652万5,000円、この主な購入のものは何なのかお聞きします。

2点目は、新型コロナウイルス感染症対応農業・漁業支援交付金ということで計上されましたけれども、どのような支援の交付金なのかちょっとお聞きいたします。

最後に、3点目なのですが、今年もスキー授業でバス運行の委託料ということで66万6,000円ということ計上されていますけれども、コロナも少し落ち着いてきたとはいえ3密を避けるためにこれを補正、台数を増やして、回数も増えたのかどうか。今年どのようなことでこの補正されて、この金額なのかちょっとお聞きしたいと。

以上、3点お願いします。

○財政課長（高橋伸明君） 18番、岸本議員のご質問に、備品の関係、私のほうからご答弁申し上げます。

今回計上いたしました備品につきましては、主なものといたしましては大きくは災害防災関係がメインでございます。その他といたしましては、産業関連ということで、エルプラザへの備品の整備を一部予定しているところでございます。

○農林水産課長（奈良 論君） 18番、岸本議員からのご質問にご答弁申し上げます。

農林水産の関係でございます。1点目の農業の部分に関しましては選果場におきます市場内の作業移動の機械化を図るということで、フォークリフトの導入を考えております。

2つ目、漁業に関する部分でございますが、現在行われていますカキ養殖研究事業に対しまして

生産ラインの部分で水槽、エアレーションポンプ等の設備を追加し、貯蔵の環境を整えるということで今回補正計上をさせていただいたところでございます。

○学校教育課長（高田幸樹君） 18番、岸本議員のご質問に答弁申し上げます。

スキー授業バス運行业務委託料66万6,000円のご提案でございますけれども、3学期には児童生徒のスキー授業のためバスを借り上げさせていただき、実施させていただいているところでございます。ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症対策としてバス内での密を避けることを目的にバスの台数を増やして運行させていただきたいということでございます。具体的には27人の乗員を上限としまして、小中学校合わせて11台の増便を考えてございますので、ご理解のほうお願いいたします。

○18番（岸本好且君） まず、最初の備品購入の関係、内容分かりましたけれども、災害用の備蓄も含めてということなのですが、これ備蓄されていて、例えば期間が切れた状況で入替えだとか、そういうことも含んでいるのかどうか。新たに新しいものを、特に災害の関係については今いつ起きるか分からないという状況の中で、それがこの補正で充実図れたのかどうか、その辺ちょっと答弁お願いします。

○地域協働推進課長（北島貴光君） 18番、岸本議員の再度のご質問にご答弁させていただきます。

今回備品購入費で補正予算計上させていただいているものにつきましては備品でございますので、新たに購入させていただきたいという品物でございますので、ご理解願いたいと存じます。

○18番（岸本好且君） 分かりました。1点目につきましては災害の関係ですので、十分対応できるような形でそろえていただければと思います。

2点目の農業、漁業の支援ということで、今回

それぞれフォークリフト、それから研究の関係です。さっきの農業のほうは分かりました、そういう効率化を図るということで。特に研究といいますか、漁業の関係のそういう、今後これ継続して進めていく事業と思うのですけれども、それで今後養殖の関係について今後の、この関係について将来の見通しといいますか、そういうものがあればお聞きしたいと思います。

○農林水産課長（奈良 論君） 18番、岸本議員の再度のご質問にご答弁させていただきます。

貯蔵の施設のほう環境整えるということで今回計上させていただいております。カキの養殖事業に関しましては現在のところ研究事業というところの位置づけにはなってきてございますが、年々収穫、収量とも上がってきていますので、今後とも、今後の養殖事業の展開、またほかのほうにも波及するようなことがあればというところもございますので、継続して実施していきたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

（何事か声あり）

○議長（中井寿夫君） 岸本議員に申し上げます。

3回の質疑終わっておりますので、よろしくお願いたします。

○6番（庄 巖龍君） 7ページ、3款6目についてお聞きします。

先天性、後天性、それぞれ心身に遅れを持った方がいらっしゃると思いますが、こちら未成年者と成人になられたときの案内区分につきましてどのように担当課のほうではされているのかお聞きいたします。

○議長（中井寿夫君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時40分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

6番、庄議員への答弁を求めます。

○福祉課長（中島紀孝君） 答弁調整のため貴重なお時間をいただき大変ありがとうございます。

6番、庄議員のご質問にご答弁申し上げます。18歳になりましたら判定区分がつかます。成人になりましたら本人宛てに通知がなされるものとなっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○6番（庄 巖龍君） 確かにこれ道の基準、都道府県単位で18歳となっております。それで、町民の方からちょっとご指摘をいただいた点もございまして、あえてお話しさせていただくのですが、余市町からご案内いただいた案内で、個人宛てに18歳以上の場合来るのです。でも、実際先天性とかという形で障害をお持ちでいらっしゃる心身に遅れを持たれている方の場合には、保護者が記入をしなければいけない。しかし、案内は個人、18歳以上。その辺を、そのときお子さんを一緒に連れてきてくださいとか、そういった一文が書かれていないから、保護者の方が家に帰って、またお子さん連れてきたりとかというようなことがあったという案件が何回か私のほうに声が寄せられているものですから、それにつきまして一文加えていただくだけで保護者の方もそういった意味では柔軟に対応できると思いますので、その辺の細かな行政サービスのほうをお努めいただくようにこれはお願いを申し上げまして、これで、答弁結構でございますので、そのようにしていただければと思います。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第11、議案第2号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(中島 豊君) ただいま上程されました議案第2号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算の主な内容でございますが、歳出におきまして令和2年度の保険給付費等交付金の精算に係る返還金の補正計上を行ったものでございます。

なお、歳入につきましては、必要となる財源を国民健康保険税に求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

令和3年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億975万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをご覧ください。下段でございます。3、歳出、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額425万3,000円、22節償還金利子及び割引料425万3,000円につきましては、令和2年度の保険給付費等交付金の精算による返還金の計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。本ページの上段をご覧ください。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目国民健康保険税、補正額425万3,000円、1節医療給付費分現年課税分308万1,000円、2節後期高齢者支援金分現年課税分85万円、3節介護納付金分現年課税分32万2,000円につきましては、保険給付費等交付金過年度返還金に要する一般財源の追加計上でございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第12、議案第3号 令和3年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長(樋口正人君) ただいま上程されました議案第3号 令和3年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第2号)につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算の内容といたしまして、歳出におきましては人事異動等に伴う人件費の増額、令和3年度分の消費税及び地方消費税における中間納付額の確定見込みによる増額、余市町公共下水道事業基金条例に基づく積立金の補正計上を行い、併せまして令和2年度建設事業費の国庫補助金返還金の補正計上を行うものであります。また、公債費におきましては、下水道事業債の借入れ利率の確定に伴う長期債償還利

子の減額補正を行うものであります。

なお、補正に伴います財源不足につきましては、これを繰越金に求め、歳入歳出の均衡を図ったところでございます。

以下、議案第3号を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 令和3年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第2号)。

令和3年度余市町の公共下水道特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,933万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,674万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出よりご説明申し上げますので、3ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,082万3,000円、2節給料302万9,000円、3節職員手当154万3,000円、4節共済費151万3,000円につきましては、人事異動等に伴う人件費の増額補正であります。26節公課費473万8,000円につきましては、令和3年度消費税及び地方消費税における中間納付額の確定見込みによります増額補正であります。

2目財産管理費、補正額2,452万円、24節積立金2,452万円につきましては、余市町公共下水道事業基金条例に基づく積立金の補正計上でございます。

2款事業費、1項公共下水道事業費、1目建設事業費、補正額1万6,000円、22節償還金利息及び割引料1万6,000円につきましては、令和2年度の国庫補助対象経費の確定に伴う国庫補助金返還額の補正計上を行うものであります。

次のページをお開き願います。上段をご覧ください。3款公債費、1項公債費、2目利子、補正額602万7,000円の減、22節償還金利子及び割引料602万7,000円の減につきましては、令和2年度借入れの公共下水道事業債の借入れ利率確定に伴う長期債償還利子の減額補正をいたしたものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、2ページをお開き願います。下段をご覧ください。2、歳入、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2,933万2,000円、1節繰越金2,933万2,000円につきましては、補正に伴います財源を繰越金に求めるものであります。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○2番（吉田 豊君） 新年度予算にも関わってくるので、中身のほうには触れません。今回この予算をそのまま執行されれば、次年度の繰越金は650万円程度で、5ページの給与費明細書を見ると、当然新年度の人件費は600万円程度増額計上されることとなります。そうすると、いわゆる公共下水道会計で使用できる財源を、当初はそれで成り立つかもしれないけれども、その後は財源を繰越金に求めることはできないという、そういう考えていいのかな。かなり窮屈な形だと思うのですが、それはなぜ言うかといいますと、私令和3年の9月13日月曜日に補正予算についていわゆるなぜ財源を基金ではなくて繰越金に求めたのかとお聞きしているのです。だから、このときに財源を基金に求めれば当然繰越金は残ってくるわけけれども、このままの形では非常に窮屈な公共下水道会計ということになるのではないかなと思うので、その考え方はどんなふうに思っ

ておられるのかお聞きします。

○下水道課長（樋口正人君） 2番、吉田議員のご質問に答弁申し上げます。

吉田議員ご指摘のとおり、繰越金の残高、今回補正で計上お願いしております金額を差し引きますと、12月以降650万円程度の繰越金ということで、新年度予算に向けて大変厳しいというのは確かに現状としてあるところだと思っております。この一つの要因は、建設後30年を経過した高資本対策に要する経費、これは総務省の基準に基づいて一般会計から繰入れをいただいている金額なのですが、この金額が令和元年、2年という形でゼロ円だったということで、結果的に令和元年度、2年度については大変厳しい財政状況の中で令和3年度のほうに引き続き経理をさせていただいています。新たに制度といたしましては、令和3年度から噴流式の下水道に要する費用という部分の若干金額の計算が変わる予定でありまして、そちらで令和元年、2年で減らされてしまった繰入金額を若干求めることができるという基準もござります。そういった中で、基金の財源もピーク時には2億円程度の基金もあったわけなのですが、そういった事情の中から現在は5,500万円程度の基金ということになりますので、新年度に向けても大変厳しい状況ではありますけれども、健全な下水道の運営に努めてまいりたいというふうに考えてござりますので、ご理解を頂戴いたしたいと思っております。

○2番（吉田 豊君） 要は予算当初から基金を取り崩すということはないのが望ましい。それは、起債の償還に充てるとか大きな事故とか修繕費に充てるといふ、いわゆるそういうものが発生したときに取り崩してもいいという、そういうこと。ただ、第3項の中には町長がやむを得ないと認めたときには取り崩すことが可能なだけけれども、非常にそういうことが、もう9月の段階でもそういう形が取れるのではないかとこのを指摘した

中で、当初予算の頭からそれを取り崩すという形はやっぱりそれはよくないことだと思うのだ。だから、黙ってこうやって見ていると9月まで持ちこたえればいいけれども、9月には起債の償還金も払うわけだから、それまでの間は相当苦勞するという形でないのかな。それが今の公共下水道会計の実態でないかな。そう思う。

○下水道課長（樋口正人君） 2番、吉田議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

吉田議員ご心配していただいているとおおり、今現在来年度の予算策定をしているところで、大変厳しい財政状況の中で今予算をつくらせていただいております。なかなか安定的な財源、下水道使用料も年間2億8,000万円程度という中で、起債の返済にも届かないような歳入の中でどうしても繰入金に財源を頼っている状況の中で、大変苦しい財政状況ではございますが、何とか会計を厳しい中でも回していけるように努力を引き続きしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○2番（吉田 豊君） 今答弁聞いているのだけれども、まさか基準外繰入れに期待しているわけではないのだね。

○下水道課長（樋口正人君） 私ども下水道会計を預かっている者といたしましてもできる限り使用料、足りないのですけれども、基準外繰入れのほうに求めない方策を努力しながらやっていきたいという思いではおりますので、ご理解いただければと思いますので、よろしくどうぞお願いします。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 令和3年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第13、議案第4号 令和3年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（照井芳明君） ただいま上程されました議案第4号 令和3年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、収益的支出、営業費用、各目、人件費につきまして人事異動等に伴う人件費の整理を行うものであります。

また、資本的収入につきましても、令和3年度から上水道と統合した旧簡易水道施設につきましても一定の条件の下、過疎対策事業債の対象となることとなり、当初上水道事業債を予定しておりました東部地区配水管老朽管布設替え工事について過疎対策事業債の充当可能額と組み替えるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 令和3年度余市町水道事業会計補

正予算（第2号）。

第1条 令和3年度余市町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額6億6,131万円、補正予定額552万7,000円の減、計6億5,578万3,000円。

科目、第1項営業費用、既決予定額5億6,085万8,000円、補正予定額552万7,000円の減、計5億5,533万1,000円。

第3条 予算第5条の表中「配水管整備事業1億9,120万円、水道設備整備事業1,750万円、浄水施設整備事業550万円、資本費平準化債7,000万円」を「配水管整備事業1億8,280万円、水道設備整備事業1,750万円、浄水施設整備事業550万円、資本費平準化債7,000万円、過疎対策事業債840万円」に改める。

第4条 予算第7条に定めた経費の金額のうち、（1）職員給与費「1億948万8,000円」を「1億396万1,000円」に改める。

令和3年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

1ページをお開き願います。令和3年度余市町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、補正額のみ申し上げます。支出、1款水道事業費用、補正額552万7,000円の減、1項営業費用、補正額552万7,000円の減、1目原水及び浄水費、補正額332万2,000円につきましては、人事異動に伴う人件費の整理に伴う増額補正であります。

2目配水及び給水費、補正額965万5,000円の減につきましては、人事異動に伴う人件費の整理に伴う減額補正であります。

3目総係費、補正額80万6,000円につきましては、人事異動に伴う人件費の整理に伴う増額補正であります。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご

決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 令和3年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時35分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第14、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施します。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴

らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和3年第4回定例会に当たり、さきに通告した質問2件について答弁を求めます。よろしくお願ひします。

1件目として、生活保護受給世帯への除雪費制度の周知について伺います。2015年に生活保護法の実施要領が改正され、新たに生活保護世帯の方が除排雪を第三者に有償で依頼する際、福祉事務所に申請を行えば、1シーズン3万2,000円を上限に費用が支払われる仕組みができました。ところが、道による制度周知が不足していたかは不明ですが、受給者も制度の存在自体を知らず、結果として何年にもわたって生活扶助費から除雪費を持ち出し続けていたという事例が町内で確認されました。制度の運営主体があくまで北海道であることは承知しています。また、こうした事例の場合、年単位での遡及が困難であることも承知しております。さりとて、現実に町民が不利益を被っていたという事実は座視できない問題です。今後二度とこのような事例が発生しないよう対象者が安心して制度を受けられるよう福祉事務所に強く申し入れるとともに、可能であれば情報周知を余市町としても実施する手だてを取っていただきたいのです。そこで、事実関係も含めて以下伺います。

1つ、法改正が行われた際、新たな制度の説明が民生委員の会議等で道側から行われていたと考えられるが、当時の会議でのその有無について。

2つ、受給者への情報周知として福祉事務所は受給者世帯への制度周知のお知らせなどを行っていたものと考えられるが、その有無について。

3つ、道の運営する制度であるとはいえ、結果として町民が不利益を被る形となったわけだが、町としては制度周知徹底を図る方法をどのように考えているかについて。

2件目として、福祉灯油制度の対象世帯拡大について伺います。今冬本町は福祉灯油を実施することになりましたが、対象は独居高齢者世帯、生活保護世帯を含む、重度障害者世帯、生活保護世帯を除く、ひとり親世帯、生活保護世帯を除くに限られ、かつ本年度の住民税が非課税であることが要件となっています。現在の要綱がそう定めていることは承知していますが、なぜ70歳以上の独居者以外の生活保護世帯を対象としないのでしょうか。平成19年12月26日に厚労省が都道府県、指定都市、中核市に対して発出した事務連絡文書では、地方公共団体において灯油費助成などが自主的に実施されており、また国としてもこのような地方公共団体の自主的な取組への支援を行うこととしていきますと記載され、被保護者が灯油購入のために当該助成を受ける場合については支給対象者1人に月8,000円以内の額、月額について収入として認定しない取扱いとすることとされましたとされています。つまり除外せねばならない制度上の制約はありません。特に今冬の石油製品並びに諸生活物資の価格高騰を鑑みた場合、追加的に対象者を拡大させる緊急の手だてが必要と考えます。そこで、以下伺います。

1つ、対象者を全生活保護受給世帯まで拡大した場合、想定される費用について。

2つ、ほとんどのケースで生活保護世帯を対象から外す運用とした理由について。

3つ、町は今年に限り財源をコロナ対策の交付金に求めたため、道の予算を活用していない。この制度も活用して対象者拡大を目指すことについて。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁します。

生活保護に関する1点目の民生委員の会議等での制度説明に関する質問ですが、毎年民生委員協議会において生活保護制度に関する説明を福祉事務所より受けており、平成27年10月から除雪加算

の認定基準が改正されたことに伴い、同年12月に開催された民生委員協議会において説明がなされています。

2点目の受給者への制度周知の有無に関する質問ですが、福祉事務所において毎年受給者宅を訪問した際に生活保護のしおりを配付し、制度の周知を行っていると同っています。

3点目の町としての制度周知徹底を図る方法に関する質問ですが、本制度の周知は受給者に対して行われるべきものであることから、福祉事務所において実施されるものであると考えています。

次に、福祉灯油制度の対象世帯拡大についての質問に答弁します。1点目の対象を拡大した場合に想定される費用に関する質問ですが、対象世帯を全生活保護受給世帯に拡大した場合、約420万円の費用増が想定されます。

2点目の生活保護世帯を対象から外す運用とした理由に関する質問ですが、独居の高齢者の生活保護世帯につきましては対象から外した世帯に比べ冬期加算額が低い状況にあることから、対象世帯としております。

3点目の道の予算を活用して対象者拡大を目指すことについての質問ですが、北海道で実施している高齢者等の冬の生活支援事業では生活保護世帯が対象となっております。引き続き余市町福祉灯油助成事業実施要綱に基づいて対応してまいりたいと考えています。

○14番（大物 翔君） 除排雪の話からやりたいと思いますが、そうですか。もしも民生委員の方々がこの制度を知らされていなかったとすれば、これは完全に道の責任だねという話にストレートにいけたのですけれども、毎年説明を受けていましたと。この民生委員の協議会には町の職員の方も出席されていたと思うのです。だから、最近では割とケースワーカー、福祉事務所の方が対応するケースが非常に多くなっているとは聞くのですけれども、ただその一方で民生委員さんの役割と

いうものはもともと生活困窮されている方も含めた広い意味での相談を受けて対応するというのも大事な役割として含まれているわけなのです。役場にはちゃんと福祉係がいて、窓口も持っているのです。だから、相談来なかったから分からなかったといえればそれまでなのかもしれないけれども、ちょっとこれはいただけない話だなと。ましてちょっとこのケース特殊だったのですけれども、一個人が除排雪お願いしているというケースではなくて、同じ共同の住宅に住んでいる方々が共同でお金出し合って業者さんに排雪を頼んでいたというケースだったのです。実は、今年の4月に、たまたま団体でお願いしているケースというのは私調べた中でも1件しかなかったのですけれども、今年春に担当になった福祉事務所の職員さんがそのことに気がついて、大慌てで領収書取っておいてくださいというふうに走って回ったという実態が浮かび上がったのです。ただ、過去遡及はできないよということで、しかもこの排雪をお願いしていた共同の住宅というのが町営住宅だったのです、実は。ということもあるものですから、もちろん把握できなかったのは致し方ない部分あるとは思うのだけれども、二重、三重にすり抜けてしまったということが起きてしまっていたと。結果として対象者が不利益を被ってしまったと。だから、余市町が何とかしてあげることにはできないのだけれども、今後そういうこと起きないように手だてを講じてほしいのです。だから、わざわざ私、道の制度でもあるけれども、町も関わっているという部分で一般質問させていただいたのです。知らないばかりに不利益を被るという事態は何とかなくしていきたいと。確かにそれは道の仕事なのかもしれないけれども、町だってできることあるではないかと思うものだから、質問しておる次第なのですが、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

質問内容は先ほどの1問目と同じですので、答弁も同じになりますが、受給者に対して制度は周知徹底行われるものですから、福祉事務所のほうで実施されるものと考えております。

○14番（大物 翔君） では、民生委員さん、どうしてそのこと教えてあげなかったのでしょうか。役場の職員、どうして教えてあげなかったのでしょうか、知っていたのに。そこもちょっと問われる問題ではないでしょうか、少なくとも余市町としては。

それで、このことをちょっと特にピックアップしたかったのがたまたま今回私が見つけたケースというのは1例だったのですけれども、ほかにも町営住宅もいっぱいありますし、基本的に町営住宅に入居するための条件というものはやっぱり所得の制限があったり、除排雪は自分たちでやってくださいというふうに念を押した上で同意して、入居していただいていると。ただ、体が不自由になってきたり、年齢が高くなってくると自分たちではやり切れないケースがどうしても出てきてしまうと。昨年安久議員が除排雪のことを一般質問したときにそれは自分たちでやってくださいというふうに町長が答弁された。とするならば、自分たちでしなければいけないわけけれども、では使える制度ないかといったときにあるわけだから、それを使えるようにしていつてあげてほしい。また、恐らくこういうケース今後増えてくると思うのです。やっぱりみんな高齢化してきますから。といったときに知らなかったではなくて、こういう制度あるのだねとなった中で、では個人で願いますか共同で願いますかというふうに申請してあげやすいように情報伝えてあげると。福祉事務所が、福祉事務所がというけれども、それを言い続けてしまうと、では何のために福祉係あるのですかという話にともすればなってしまうと思うのです。そこはいつもおっしゃられるようにうまく連携して対応していただきたいのですけれど

も、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

高齢者と生活保護受給世帯をごちゃ混ぜにした議論になっているかと思いますが、本件に関してはそれは別物でございます。生活保護受給世帯に関しては、受給者に対して福祉事務所が説明をしていると。生活保護のしおりもあるということですので、その辺は周知徹底は福祉事務所のほうでやっているということでございます。

○14番（大物 翔君） 分かりました。この制度については、この程度といたします。ただ、私としてはせっかく知っているのならついでに教えてあげるぐらいの優しさがあってもいいのではないかなと思っておる次第です。

次にいきます。福祉灯油についてなのですけれども、もし対象者を拡大した場合は420万円相当だよと。独居者に関しては、冬期加算が低い関係もあるから、対象としているのだよという答弁でした。まず、この冬期加算の話が出ていたので、2問目のほうからいきたいのですけれども、この制度のこと私改めて勉強していたときには福祉灯油と冬期加算という制度がそれぞれあるのだけれども、これは連動しているものなのですかというふうに福祉事務所と振興局に聞いたのです。全く別物です、冬期加算があるから福祉灯油しなくていいという理由にはなりませんというふうにはっきり言われました。そもそも冬期加算の意味合いが灯油助成のためのものではないのですと。それも含まれている。だから、やってはいけないという決まりはどこにもないですよと。むしろ厚労省が出した発出文書の中では、ではこの文書は今でも有効なのですかと聞いてみたのです。月8,000円、1シーズン大体4万円ぐらいですか、の支援をもし自治体が自分でやった場合に、これは収入認定しないよと書いてあるのだけれども、この文書、今でも有効ですかと聞いたら、もちろん

有効ですと。大体それを認めないつもりだったらこんな文書出しませんよと、そこまで言われました。つまりやってはいけない理由はないし、道の予算のほうでは特に対象になっていませんからというけれども、だとしたらこの文書との整合性が問われてくるのではないかなというふうに思うのだけれども、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきます。

本件も制度を混同してごちゃ混ぜにした議論になっているので、整理させていただきますが、福祉灯油を生活保護の収入に入れない、これはもちろん生きています。他方で、これと福祉灯油の関連性は全く別問題な話であって、本件の論点は財政上それが適切かどうかという論点に尽きるわけです。ですから、例えば福祉灯油を生活保護世帯に1万円支給しましたと。それは収入認定はされない。それはそれで生きています。それはそれだけの話で、本件に関してはまたそれとは別で、余市町の場合は生活保護世帯に関しては冬期加算はされておりまして、その中で暖房費を賄ってくださいというようなスタンスという別の論点というふうなわけです。

○14番（大物 翔君） その言葉を待っていました。財源と言った。要するに市町村がやるかやらないかという問題なのだよと。いつもだったら、私もなかなかこれ言いづらかったのです。そんなこといったってお金がないものと言われて終わるのは目に見えているから。ただ、今年はそうではないわけです。11月に補正組みましたよね、コロナの対策費使って、六百数十万円。つまりこの時点では余市町は少なくとも従来の道の制度を利用しながら自分で持ち出してという部分をやっていないから、本来このコロナのお金がなかったら自分でやることになっていた分の600万円相当のお金が理論上浮いていることになる。だから、生保世帯全部に広げたらあと420万円はかかるだろう

というふうに試算されていると。やれないことはないではないですか。要綱を変えて、今年に限り特例でやりますと。それを阻むものはきっと何もないと思うのだけれども、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

本件は道の予算を活用した場合、全ての生活保護受給世帯が除外されますが、余市町の要綱に従った場合は70歳以上の独居世帯はインクルード、中に入ってくるわけです。すなわち、余市町の要綱のほうが道の要綱よりも広く取っているわけで、今年度についてはコロナ予算があるから、道の予算を活用するよりもコロナ予算を活用したほうが経済的に効率的でしょうというような感じで今回の制度になっているわけです。去年も福祉灯油に関しては答弁させていただきましたけれども、要綱を改定する時点でそういう話があれば担当にどんどん意見を言ってくださいという話を去年申し上げましたが、常任委員会でも議論はされているというふうに承知していますが、特にそういう話はなかったわけです。いずれにしても、余市町の立場としては生活保護世帯に関しては冬期加算がありますと。今年に関してはコロナ予算で広く取っていますが、財政的な状況もありまして、この要綱に基づいて福祉灯油は行うというようなスタンスでございます。

○14番（大物 翔君） そのお立場は分らないのだけれども、ちょうどこの事務連絡文書出たときというのは平成19年なのです。二千七、八年の頃だったのですけれども、この頃何が起きていたかってリーマンショックあった頃なのです。私たまたまその頃コンビニで働いていたのですけれども、よくメジャーなカップ麺、そのコンビニグループはいつも割引販売しているところだったので、その商品もよく割引かかるのですけれども、当時割引かけた金額が98円でした。定価で大体130円か50円ぐらいだったと記憶しています。

今同じ商品にどんなに値引きかけても150円切らないのです、よっぽどのことないと。当時まだ消費税5%でした。今10%です。消費税の増額を差し引いて考えたとしても明らかに原材料費上がっているのです。卸原価上がっているのです。ということは、販売価格も上がっているのです。一方で年金、生活扶助費、今どうなっているか、十数年前から比べて。確実に厳しくなっているはずなのです。冬期加算だってそうだし。生活実態からすれば、実は十数年前よりも今この状況に置かれている人たちの生活上の厳しさというのはむしろ増していると考えなければならない。道の制度を使っても確かに我が町でいけば100万円のお金ももらえないのが実情なのですけれども、ただ少なくとも僅か1か月前に600万円の予算を組むことができた。そして、道のお金を仮に使えたとしても五百数十万円はきっとその時点で持ち出しになっていたと思うのです。今道のほうだって今まで上限200万円だったのを300万円に上げたいというふうに知事が答弁したと、12月議会。しかも、1か月前に総務大臣も記者会見やった際に特別交付税を振りたいというお話をしていたと。この事務文書が出た頃のときというのは、実は特別交付税使って国が半分持っていたのです。つまり今やったとしても通常よりは持ち出しを抑えながら、なおかつやることができる可能性が高いと。これだけの条件がそろってきているから、私は緊急的にやったほうがいいのではないかと。まさか要綱を改正したときにここまで石油代がいきなり上がってしまうとは私も想定していませんでした。だからこそやるべきだと考えるのですが、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど来説明していますが、冬期加算は実際ありますから、そこで吸収してくださいというような話でございます。また、要綱に関しては常任委

員会にもかけて、去年何かあったら常任委員会とか担当に言ってくださいと言った後にこうやって出てきたわけです。それに基づいてやっているわけですから、引き続きこの要綱に基づいてやっていくつもりであります。

○14番（大物 翔君） ただ、1つ忘れてはいけないのは、我々の町はこれを条例で運営しているわけではないのです。あくまで要綱なのです。つまり常任委員会には確かに報告しています。でも、まだ条例ではなくて要綱の考え方でやっているのです。つまりそこまでがちがちの強制力があるわけではない、ある程度柔軟にできる状態を残しつつの運営体制を取っているわけです。その後言ってくださいと言ったけれども、何も来なかったというけれども、今私この場で言っているではないですか。常任委員会の委員ではないけれども、私は。今年、年内には確かに間に合わないかもしれないけれども、そういう方向性をやっぱり探っていくってあげる、そして可能なら実行に移していくというのが私は自治体の福祉増進という大事な役目だと思うのです。大切なのは、思いやりだと思うのです。ただ、なかなか要綱に基づいてやりまうとしか町長おっしゃらないので、これ以上質疑しませんけれども、私はお金以上に思いやりだと思っています。

以上です。

○議長（中井寿夫君） 大物議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位2番、議席番号11番、茅根議員の発言を許します。

○11番（茅根英昭君） 令和3年余市町議会第4回定例会におきまして、さきに通告の1件につきまして一般質問させていただきます。

件名、本町の教育行政について。町の教育行政執行方針、基本方針、重点目標等の中にありますように、人々の個性や能力を伸ばし、地域を支える人材を育成することが教育の重要な役割です。また、基本方針の中では学校教育の中でも知識や技能を身につけさせるとともに、子供たちの個性や能力を最大限伸ばし、社会で生きる力を養うともあります。さらに、社会教育では第6次社会教育中期計画に基づき施設の効率的な運営や効果的な情報提供を図るとともに、多様化、高度化したニーズに対応しとあります。本町の学力を高めるための方策と今後の対策も早急に行っていくべきと考えており、またプールの件もあり、本町の教育施設整備に関わり教育施設の築年数と今後の対策や方針についてどのように考えておられますか。以下の質問についてお伺いいたします。

1、本町の学力向上の対策について。

2、町民の声の中に学力向上に関わり以前PTA連合会で陰山氏の講演があり、その内容について本町の教育に反映させるべきとの声がありますが、講演について教育委員会としてはどのように把握しておられますか。

3、本町の教育施設整備に関わり全ての教育施設の築年数と今後の対策や方針について。

4、本町の教育施設の老朽化に関わり施設を利用する方々の要望や意見についてどのように対応していますか。

以上、教育長におかれましては要を得た答弁よろしくお願ひします。

○教育長（前坂伸也君） 11番、茅根議員のご質問に答弁申し上げます。

1点目の本町の学力向上の対策についてですが、義務教育においては子供たちが将来社会で自立して生きるために必要な基礎的、基本的な知識

や技能を習得させることが必要であり、学力向上は重要であると考えております。今後におきましても継続して学力向上に関わる教育施策の推進を図るとともに、北海道教育委員会と協議し、加配教員の配置をいただきながら授業改善等、子供たちの習熟度に合わせたきめ細やかな指導の充実に努め、学力向上に取り組んでまいります。

2点目の学力向上に係る講演についてですが、平成30年10月にPTA連合会の主催による講演会が開催され、陰山メソッドで有名な陰山先生をお招きし、教育実践事例などをご講演いただき、PTA会員や教育関係者などが参加し、貴重なお話をお伺いしております。

3点目の教育施設の築年数と今後の対策や方針についてですが、学校施設については黒川小学校が築38年、沢町小学校が築19年、大川小学校が築49年、登小学校が築27年、東中学校が築41年、西中学校が築37年、旭中学校が築33年となっております。社会教育施設につきましては、中央公民館が築42年、総合体育館が築40年、あけぼのプールが築48年、水産博物館が築52年となっております。施設管理につきましては、建築基準法に規定される特定建築物等定期調査や毎年の維持管理に関わる保守点検などを行っており、今後におきましても利用者の安全で快適な利用に供するよう適正な維持管理に努めてまいります。

4点目の施設の老朽化に関して利用する方々の要望や意見についての対応でございますが、学校施設については毎年の予算要求時に合わせ児童生徒を対象としたアンケート調査等を実施しており、毎年の予算要求時に学校としての要望を受けております。社会教育施設につきましては、第6次余市町社会教育中期計画の策定時に関係団体及び利用者へアンケート調査を行い、また例年公民館利用者連絡会議で利用者の要望や意見を聞き、安全に直接関わるものを優先事項とし、老朽化の度合いや緊急性などを総合的に勘案して対応をし

ております。

○11番（茅根英昭君） まず、1点目の答弁にて教育長のほうからも義務教育で子供たちに将来基礎や技能、学力の向上、継続施策の推進、加配教員、きめ細やかな様々な得策に取り組んでいきたいという思いを聞きました。北海道は全国でもなかなか学力の向上のランクが低めなところという認識というか、実際にそういうデータも出ておりますが、やはり余市町の限りある大切なお子様たちに対して学力の向上を町独自に考えていくということの中では、例えば全国の中でも学力の向上に向けた取組、学力向上パワーアップ事業と題してやっている地域もあります。学力向上プロジェクトチームを使いながら、そういった様々ないろいろな学力向上に向けた講師など派遣する方もおります。日本国内でも小学校、中学校が組織的に学習指導する力を高めるために児童生徒の学習課題とそれに対する指導を学校全体で共有すると、そういった学習支援シートなども最近取り入れていっている学校もあります。そこで、学力向上に向けた取組の中で教育委員会さんはじめ教育長はどのような取組を行っていこうと考えておりますか。

○教育長（前坂伸也君） 11番、茅根議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいま議員のほうから全国における先進事例等々のご提言を受けました。まさに全国的に自治体によっては学力向上を最優先とし取り組んでいる自治体もあるということで私も認識をしております。そういった中で私どもとしても、北海道の学力の話もありましたが、本町においてもやはり全体的な底上げをしなければならないということでは認識をしております。その中で1つ私今考えておりますが、ICT機器を活用した授業でございます。ご案内のとおり、1人1台の端末が整備をされております。私どもの町としても学校においてこの活用について今相当進んでいる状況にあ

ります。ただ、少し学校に格差はあるのですが、先進的な学校においては相当道教委のほうでもお褒めの言葉をいただけるような対応をしている学校もございます。そういった中で端末、せつかく1人1台端末ということで整備をされておりますので、使用方法によっては相当子供たちの学力向上につながると、このように確信をしております。そういった中でまずは現状の機器を使って、ICT機器を使って学力向上の底上げをしてみたいと、まずはそのように考えております。

○11番（茅根英昭君） 余市町のICT機器を使った取組ということで、そのような取組も非常によいと思います。ただ、できることをやると、やれることをやるというような考えの中で、余市町の新しい取組というか、小中学生の卒業生の中の今まで経験して、学校で習ったことなどのこれがよかったとか、こういうことを進めるべきだとかいう、やっぱり子供さん方の生の声というのも非常に大切だと思います。そういった生徒の取組、また学校の授業なんかも様々な、今OBの方も含めて余市町にはまだまだたくさんの活力ある方々がございますので、いろいろなことで先生が足りない中で学校教育の進め方に対しても学力の向上に向けてそういった小中学生の卒業生などの声も取り入れて、前向きにやってみてはどうかなということ余市町の中でどんどん先駆けて提案型でやってみるべきだと考えます。学力向上の視点ということでいうと、例えば学校体制づくりの視点、授業の改善、学習集団づくり、基礎的、基本的な知識、技能の定着の視点など、そういった学力向上に向けた取組というのを、先ほど言ったように、余市町もICTを使う機器を導入するわけですが、やはり学力の向上に向けたCD、ビデオ端末などを用いてどんどん、どんどん教室で分かりやすい授業、そういったことを全員で見ながら覚えるという仕組みを、ICTを活用した取組をやりたいと。そういうような保護者、生徒

の声もありますので、そういった実例を踏まえて教育長はどのように考えますか。

○教育長（前坂伸也君） 11番、茅根議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

まさに生徒本位の授業をやるべきということの話もございました。子供たちが集中してやはり意欲を持って学習に取り組むというのが非常に重要でございます。それで、ただいまご提言もありましたが、ICT機器を使った授業ということでお話もございましたが、端末だけではなくて、私も大型スクリーン等々も各教室に用意をしております。そういった部分も含めまして、私もICTを使った授業も確認をしましたが、非常に子供たちが興味を持って集中して授業に取り組んでおります。ですから、このICT機器というのは非常に、先ほども言いましたが、学力向上には効果があるなということで考えております。そういった中でそういった部分を十分に活用して、また先進地の事案等も勉強させていただいた中で取組を強化してまいりたいと、このように考えております。

○11番（茅根英昭君） 1問目に関しましては、そのようにどんどん新しい取組もしていくということでどうぞよろしくをお願いします。

それでは、2問目に行きます。陰山メソッドというのは、先ほど答弁にもありますとおり、様々な主要の内容はたくさんありますが、代表的な100升計算などは全国の中でも様々なところに講師で呼ばれております。手法として、結果、やるに当たってお子様たちが集中力を増したり、できるのだ、自信をつける、そういった情緒も安定して、学校の雰囲気がよくなると、そういうことが多くなるという事例がたくさん出ております。全国の教育講師の中でもそれを推進する学校も出てきておるといふふうに聞いております。教育の講師の中でも教育にも力を入れている地域、余市も教育には力を入れていると思います。ただ、さらに踏み込んで、やはり子供さん方は塾ですとかい

ろいろな横のつながり、保護者もそうなのですが、余市でこうやっているよと、仁木でこうやっているよと、小樽でこうやっているよと、そういった横のつながりも非常に深いのです。教育長も分かっているとおり、やっぱりそういったことも含めて教育に力を入れている地域に余市町もさらになるということをどんどん、どんどんやっていただきたいと。データも保護者の意見もやはりそういうのが実例でありますので、町のためにもせっかく来ていただいたということもあって、さらに数学、英語なんかは特に伸びる。余市はそのように伸びていただきたいという保護者の思いもありますので、それについてどのように考えておられますか。

○教育長（前坂伸也君） 11番、茅根議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

先ほど答弁をさせていただきましたが、平成30年に陰山先生をお迎えしまして、非常に貴重なお話をさせていただきました。本町の教育を進めるに当たって有益な講演会であったと、このように理解をしているところでございます。ただいま議員さんからもお話はございましたが、陰山先生、非常に実績のある方でございまして、生活習慣と基礎、基本的部分の反復学習ということを取り入れて、実績も上げられております。そういった素晴らしい先生に来ていただいて、ご講演をいただいたということは、先ほども言いましたが、貴重な経験ということで私も理解をしておりますし、これを生かさなければならぬというふうに理解をしております。そういった中で100升計算が有名な方でございますが、本町の小学校も全クラスではないですが、取り入れている実績もございまして、読書については朝読書ということで電子図書等々も活用した中で集中して読書するという習慣をつけるべく、そういった取組もしているところでございます。非常に教育に力を入れている自治体もあるというご指摘もございましたが、私としてもまさに未来を担う子供たちをしっかりと育て上

げなければならないという意識は持っております。他の自治体に負けてはならないという思いもございますので、そういったことも含めていろいろご提言もいただきましたが、町全体に理解をしていただくような教育行政を進めてまいりたいと考えています。

○11番（茅根英昭君） 今教育長が言われているとおり、まさに子供たちが数学は楽しくなった、この陰山氏の授業受けて分かりやすくなったとか、お母さん、これこうやってやるのだよとか、そういった声があって、何か全体的にやるなら全部だとか、そういったことも含めて、このクラスだけはやっている、このクラスはやっていないとか、そういうことはないと思うのですが、非常に子供さん方も自信を持つ、そういった答えを直に導き出してあげて、その答えについて子供さん方に勉強の楽しさ、学習の意欲、自信というもの、これ本当に余市の大切なお子様たちに対してできることを精いっぱいやると。余市って教育に熱いよなど、一生懸命だよなど。何やるにしても様々な予算がついてくるのは、本当に厳しい財政の中で心苦しい限り、様々な議員さんたちもそう思って質問されていると思います。ただ、この学校教育に対しては、本当に余市町の教育の最前線で行えることは何かと。そういった素晴らしい講師を呼んで、縁が繋がって、それを継続してやっていくことが力になるのではないのでしょうか。たまたま町の例規集1万7,400ページですか、見させていただきました。余市町にも学習推進アドバイザーなんか昭和49年3月24日に、改正が平成3年の3月22日でした。第3条、アドバイザーは各種学級、講座の直接指導及び学習相談に関するものとあります。これ答弁できなかったらいいです。これは、こういった貴重な講師を呼んで、子供さん方がこれは楽しい、面白いというふうにしたことに対して、余市町の宝物の子供たちが余市町で学習してよかったなど、余市って温かい町

だよなど。保護者も余市は様々なことがあるけれども、教育については一生懸命やってくれるよなどと、そういったことが将来余市に帰ってきたいとか、そういった思いも大事ではないでしょうか。そういったことに対してやはりもう少し保護者やそういった子供さん方の話も取り入れた中で再度生徒や子供さん方、また校長先生などの話を聞きながら、できれば継続してやってほしいという保護者の声にどのように応えるか、教育長、答弁のほどよろしくをお願いします。

○教育長（前坂伸也君） 11番、茅根議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

陰山メソッドにつきましては、私も学力向上につながるという実践データからも非常に有効であるということで認識をしております。ただいまいろいろのご提言をいただきました。子供たちや保護者の方から理解を得た中で、学校現場とも十分協議をした中で学力向上につながる教育に努めてまいりたいと考えておりますし、あとは子供たちの将来のことについてもお話がございましたが、いろいろな面で私ども教育に力を入れまして、余市のことも学んでいただいた中で余市を好きになっていただいて、将来的にまた余市町のために頑張っていただけるというような人材育成もこれから必要かなと思っております。ふるさと教育の部分でございます。そういったことも含めまして、しっかりと対応していきたいと考えております。

○11番（茅根英昭君） この2問目の最後に、一番大事なのは子供さん方の声ということが一番大切にしてあげていただきたいと思います。

3問目に行きます。答弁の中で黒川小学校は築38年、沢町が築19年、大川が築49年、登が築27年、東中学校築41年、西中築37年、旭が築33年、中央公民館が築42年、体育館が築40年、プールが築48年、水産博物館が築52年と、このようになかなか老朽化の施設が多いとされています。町の職員さんも含めて指定管理者さんも一生懸命やってお

られると思いますが、ここに至ってはプールの施設のこともありましたので、やはりどうだったのか、一番大切なのは利用者さんの声なのです。聞くところによりますと、プールのときは上から落下物が多々あったと。これはもう過去の話ですから、ちょっと聞くところによりますと、町民の方々の中でそういうことを町に報告していたということもあるのだけれどもということで、ただ今回は今後どうするか、それも大事だと思います。そういった観点からやはり今例えば学校の体育館が電気が切れていると。これは例えばですけれども、これも例規集も見ました。あくまでも校長先生が窓口のトップであり、校長先生もお忙しい業務の中です。そういったことを町にどのように報告なさっているのか。例えば体育館使って、暖房が入っているのか入っていないのか分からないぐらい寒いとか、これ例えばですけれども。体育館の照明が切れているというのは何年かかっても直らないとか、これは実際に今そうなのか違うのか分からないですけれども、一部ではスポーツのボールが当たって、それが原因になったとかならないかがあります。それはやろうとしてやったことではないと思うし、そういったことに対してもやはり耐震化の問題で十分な学校教育の施設の整備を数年かかってやられておられると思います。そのようなことがないのかあるのか、教育長におかれましては答弁のほどよろしくお願ひします。

○教育長（前坂伸也君） 11番、茅根議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

学校、先ほど築年数答弁させていただきましたが、老朽化が非常に進んでおります。そういった中でただいまいろいろ事例も挙げていただきました。私どもとしては、まず学校からはそういった修繕等の依頼があった場合は現地を確認した上で対応について検討させていただいております。当然子供たちの安全、安心が損なわれるような場合、

あと緊急性を伴うものについては最優先に対応をさせていただいている、そのように考えております。ただ、そういった中で今後におきましても学校現場、子供たちが学びやすい環境をつくるということは非常に重要なことですので、十分に学校現場の声を聞いて、学習しやすい環境づくりに努めてまいりたいと、このように考えています。

○11番（茅根英昭君） 学校施設を管理するということについては、広くというか、広いということもありますが、やはり限りある子供さん方の授業の中で体育館ですとかグラウンドですとかいろいろな要望があると思います。できることをどのように優先順位を確定しながらやるにしても、できるだけ大切な子供さん方のための維持管理について早急にできることを対応していくということを今までも教育長の答弁もありましたので、やはり先ほどの答弁もそうですが、そういう要望があったらまず確認しに行くということですので、今までどおりの早急な対応をしていただけるということで、私の質問は3番目終わります。

最後になりますが、4番目に、先ほど様々な築年数が長い、そのような施設が多いですので、これは能力のある経験豊富な教育長がなっておりますので、余市町の未来ビジョン、このビジョンを将来的にどのようにやっていくかということ、前坂教育長のこれはこういうふうにやりたいなというような、年数はともかくやっぱりそういったことをどのように声を聞いて、教育の施設の未来ビジョンを考えていきたいという思いがあるのでしょうか。最後に答弁のほどよろしくお願ひします。

○教育長（前坂伸也君） 11番、茅根議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

施設老朽化に対応する心構えと申しますか、考え方についてのご質問だと思います。繰り返しになりますが、学校施設、社会教育施設、教育委員会所管の施設、非常に老朽化が進んでおります。

そういった中で学校施設については長期計画を立てた中でどのように今後維持管理をしていくのか、そういったことで今取り進めているところがございます。ともあれ少子化等も進んでおります。そういった中で部分的な改修等々ではなかなか対応できないことも将来的には予想されますので、まずは少子化も進む中で、学校配置計画も含めて、どのようなことがいいのかという部分で将来ビジョン持ってしっかりと対応しなければならないというふうに考えております。いずれにいたしましても、未来を担う子供たちのためにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○11番（茅根英昭君） そのようにどんどん新しい思案をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（中井寿夫君） 茅根議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時55分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位3番、議席番号9番、寺田議員の発言を許します。

○9番（寺田 進君） 令和3年余市町議会第4回定例会に当たり、さきに通告しております1件について質問を申し上げます。町長、教育長につきましては、答弁よろしく願いいたします。

大川小学校、黒川小学校の通学路について。2021年6月、千葉県八街市で飲酒運転のトラックが下校途中の小学生の列に突っ込んで、5人が死傷する事故が起きました。余市町の大川小学校の通学路である大川町南2線の大川19丁目から20丁目付近の約300メートルは車道の幅が最小で4.45メートルと狭い上、幅16センチの白線で区切

られた歩道は白線を含め70センチしかなく、しかも電柱が立っているところは56センチしかありません。また、黒川町中通り2号線にある踏切道は5.5メートルの町道が2メートルに狭くなり、歩道も左右が55センチしかありません。私が調査した7時半から8時半の1時間で車両が160台、人が100人通過しました。黒川小学校の通学路、入舟山田線は約1メートルの歩道がありますが、山田川付近で歩道が左右入れ替わります。朝の通勤、通学時間、7時半から8時半の1時間で約180台の車両が通りますが、横断歩道、通学路等の標識はなく、電柱2本に通学路につき歩行者注意があるのみです。その電柱、立て看板等が歩道に設置されているところが数か所あり、通行の妨げにもなっていますし、一部の歩道は縁石を含めて60センチしかないところも見受けられました。このような現状をどのように認識され、今後どのように対応されようとしているのか、町長並びに教育長の考えを伺います。

○教育長（前坂伸也君） 9番、寺田議員のご質問に答弁申し上げます。

大川小学校、黒川小学校の通学路に関するご質問でございますが、ご指摘いただきました路線のうち黒川町中通り2号線と入舟山田線につきましては、各学校から通学路に係る危険箇所としての提出をいただき、教育委員会が中心となって組織する余市町通学路安全推進会議にてその対策を検討してまいりました。本推進会議につきましては、教育委員会のほか国道、道道、町道の各道路管理者、余市警察署、町交通安全担当者、小学校長代表、小学校PTA代表で構成されており、現地での合同点検を実施するなど危険箇所への対策をハード、ソフトの両面から協議しております。大川町南2線の大川19丁目から20丁目付近の通学路に関しましては、学校からの危険箇所としての提出はございませんが、教育委員会として道路幅が狭いという認識はしてございます。今後におきまし

ても関係機関と連携を図り、子供たちの通学に係る安全確保に努めてまいります。

○9番（寺田 進君） 今教育長のほうからご答弁いただきまして、様々な中で検討されているというふうに伺いました。現実的に教育委員会のほうも恐らく現場は確認されていると思いますけれども、大川南2線の歩道と、これ歩道と言うのが正しいかどうかという次元の道路です。先ほど言いましたように、白線、両サイドに引いてあります。幅16センチあります。この16センチの白線を除くと何センチになるかということです。その残された部分のほとんどが実は側溝の上にあるコンクリートの蓋がほとんどです。当然凸凹になると思います。この辺の認識も当然、あとは金網のところどころに要するにスレートというのでしたっけ、これがあります。段差が当然ございます。そのまま歩いていくと、あそこは大川18丁目と19丁目にまたがっております交差点があります。変則の五差路になっております。直線ではなくて、片側からいくと全く見えない場所もございまして、この変則の交差点には当然歩道のラインもございませぬし、横断歩道もございませぬ。そういう中を通して、この交差点を通して毎朝当然児童は通学をされていると。この辺のことも恐らく認識をされての今のご発言かと思うのですけれども、恐らく道路ができたときからこのまんまの状態が続いているのではないかと私は思うのですけれども、この辺の認識はどういうふうに持っていらっしゃるのでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 9番、寺田議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

寺田議員につきましては通学路の問題、従前からいろいろ数字的な根拠も示していただきまして、ご提言をいただいているところでございます。その都度私ども教育委員会としても現場に行って確認をして、何とかならないかという部分も含めて検討して、推進会議には諮って協議を進めてい

るところでございますが、今具体的に南2線のお話がございました。答弁でもさせていただきましたが、私も南2線は非常に通学路としては危険な箇所であるということで認識をしております。そういった中で、従前からソフトの面につきましては警察署にお話をし、通学時のパトロールの徹底、あとハードの部分、これはなかなか厳しい点がございまして、道路管理者とも協議をさせていただいた中で冬期間は除雪を小まめにやっていただくとか、危険箇所の回避のためにそこを重点的に除雪をしていただく等々の対応はしております。話は戻りますが、南2線、非常にお子さんたちが通学路として利用する数も多い。ただ、交通量も多くて、ちょっと狭い部分もあって、ご指摘のあったとおり危険な箇所も多いということでは十分に認識をしておりますので、今後におきましても関係機関と、推進会議という会議もございまして、そういったところに十分情報共有して、連携を図った中で子供たちの安全確保のために努力してまいりたいと考えています。

○9番（寺田 進君） 今様々な点から検討を重ねていらっしゃるというふうにお伺いをしました。

では、スクールゾーンというのは、昭和47年から交通事故から子供を守るために設定された重点地域としてできております。ただし、これ学校から半径約500メートルということでスタートしたみたいです。ただ、その後子供たちだけでは交通安全は図れないということで、昭和63年にシルバークリーンゾーンと。また、平成8年にはコミュニティゾーンと発展してきておりまして、さらにその上で平成23年に生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として区域を定めて、最高時速30キロの速度制限を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせる生活道路対策を推進すると。要するにゾーン30というこの取組が、まだそのときは違ったのかもしれない

せんが当時の国土交通省から出ております。それが一応平成29年ぐらいいまですと継続していたはずなのですが、先ほどもおっしゃったように、ハードの面ではなかなか対策は難しいということもございましたけれども、ある意味でソフトの面のゾーン30という対策等のことについて当然町も教育委員会も分かっているんじゃないかと思うのですが、どういうふうに……すみません。これ先ほど言ったゾーン30というのは令和2年までに道内で151か所整備されたというデータもあります。この辺について余市はどういうふうに取り組まれたのかお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 9番、寺田議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

ゾーン30ということでご指摘がございました。本町では、ゾーン30の指定された箇所はないというふうに認識をしております。ただ、いろいろお話もいただきましたが、30キロというお話もありましたが、本町黒川町中通り2号線については速度規制は30キロということで定められておまして、警察署のほうも、先ほど答弁もさせていただきましたが、通学時間についてはまめにパトロール、まめにといいますか、パトロールを強化していただいているような実態でございます。

○9番（寺田 進君） 今黒川町中通り2号線が30キロ規制というふうにございました。申し訳ないのですが、通学だけで調べると南2線のほうがある意味では生徒の数が多いのではないかなというふうにも思われますし、そういった中、大川小学校に通われる方、また地域の方等も含めてそういう意味ではハードの面ではなかなか大変な部分があると思います。最終的にはきちんとやっつけていかなければならないことになると思いますけれども、そうすぐには予算のこともあるので、大変だと思うのです。そういった意味でもこのゾーン30をぜひとも推進していただいたほうが安全に子供だけではなくて、年配者の方も通ることが

考えられると思います。何でこのゾーン30かというと、自動車と歩行者が衝突した場合に速度が30キロを超えると歩行者の致死率が急激に上昇するそうです。恐らく約2倍になるのだそうです。そういったことも含めて、ぜひともこのゾーン30をと思いましたが、実はさっきお話しした八街市の事故のことを受けて、ゾーン30プラスということでもう既に国土交通省と警察庁が同時発表しております。この八街市の事故の後、全国的に通学路の合同点検をしてくださいということで恐らくこちらにも通達は来ていると思いますけれども、道路構造、交通実態、沿道環境等踏まえて地域住民等との合意形成を図りながらゾーン30プラスの整備を図っていきますということで国土交通省と警察庁が、道路管理者と警察が緊密に連携してくださいというふうな通達になってはいますけれども、この辺については今どういった対応になっているのでしょうか。お伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 9番、寺田議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

ゾーン30の話、また千葉県事故以降ゾーン30プラスということでご提言をいただきました。私のほうでそこは勉強させていただいた中で、推進会議の中には道路管理者、さらには警察署のほうも関係機関として入っておりますので、その中で問題提起もした中で検討をしてみたいというふうにございます。

○9番（寺田 進君） ぜひともこの南2線と入舟山田線、この路線については特に道路が幅が狭いということ、また電柱等が歩道に立っていて、子供たちだけではないのです。年配の方等、我々も含めて通りづらいということが多々あります。これが雪が降って、除雪車が入った、また除雪車が入れないほどの雪になって、子供たちが通れないときは必然的に車道に出ていかなければならなくなるわけです。そういったことも含めて、ぜひともこのゾーン30プラスの推進をよろしく願ひ

したいというふうに思います。

あと、続いて一番最初に言いました踏切道についてお伺いします。ここも非常に交通量が多くて、私4回実は4日間にわたって調べました。分かりやすく言うと、数言ってもなかなか難しいでしょうから、一番多いときで6.8秒に1台か1人かが通過することになります。これ7時42分の小樽行き列車の後8時18分の小樽行きの間、これ時間に合わせたのがあっちこっちの各踏切道を調べる意味でここで時間を合わせました。その中でこれだけの数の人が通ります。通った方は恐らく御存じだと思いますけれども、全体の幅が踏切道は3メートル、約3,100ミリです。両サイドに55センチの歩道があって、実際車が通れるのは199センチです。1メートル99センチ、要するに車1台しか通れない。両サイドに55センチの歩道がありますが、現実的にそこを歩いて子供たちが行けるかということ、子供たちはちゅうちょ当然します。運転手もそこは通れないと思います。今道路運送車両法で昔の小型自動車、5ナンバーと言われるのは幅が1,700ミリです。この車よりもある意味では今3ナンバーの車のほうが半分以上になっているのではないのでしょうか。今の平均の恐らく幅が大体185センチです。これは、ドアミラーの寸法は入っておりません。ということは、2メートルの車がわあっと通るわけです。そうすると、子供たちは当然通れませんので、あそこで待っていることになります。それをいいことと言うと言葉悪いのですが、運転手の方も子供は待ってくれているから、先に早く通ろうということであっと通ります。これ厳密に言うと、私余市警察署で確認、いろいろな話しさせてもらいました。厳密に言うと横断歩道と同じで、踏切道というのも歩行者が優先だそうです。ただし、様々な混雑のこと、また交通事故のところを考えると、やっぱり譲り合いの精神でやっていただくしか現状ではないですねと警察署もおっしゃってありました。現実的には

それが当たり前、そうしなければならないというのがこれ今の現状だと思われま。ただし、この踏切がなぜ今まで、その前の幅は5メートル50センチから5メートル60センチあります。それが3メートルの1車線の踏切にそのままなっているのかということ、ここが一番通行している我々にとってはやりきれないなと思います。これも平成13年に踏切道改良促進法で実は出ております。この中にこの指定基準でまさしくこの踏切が合致する部分があります。その中で、地方踏切道改良協議会というのをつくってやっているところがもう既に何か所かあります。これが令和3年3月31日にこの改良促進法が改正になっておりまして、もう既に北海道も5か所が実は指定というか、今これからというところなのでしょうけれども、なっているところもあります。こういったことで様々な補助が受けられたりということがあると思うのですけれども、この辺について、これはちょっと町長になるかと思うのですけれども、今後どういうふうに考えていらっしゃるか、あそこの踏切、お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、寺田議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

踏切については現在3メートル程度なわけで、大川11丁目の踏切ですけれども、車が1台通れる程度となっており、冬場になるとよりもちろん狭くなるわけですから、しかも勾配があることから、砂ですとか砂利を敷いて歩行者が転ばないように対策を取っているということと、あとはパトロールで現状確認をしているということと、あとは通学路との関係では生徒の安全確保のために交通指導員を配備するなどの対策を行っている。形状の変更に関しては、今道道昇格の議論になっていますので、新たな道路用地を確保する必要があると思います。形状変更する場合は、多額な事業費がかかるわけですから、関係機関と協議を重ねながら事業化に向

けた調査、検討を行っているというところです。

○9番(寺田 進君) まさしく私も道道昇格等の問題がありますので、非常にちゅうちょした質問ではございました。ただし、今の状態でそのまま何十年、先ほどあそこの学校ができてもう50年ぐらいたつというふうに、大川小学校が。その当ても恐らく今の踏切の形状と同じだ。そのままずっときているのはどうかなという思いもあったものですから、質問をさせていただきました。

それと、もう一つは、まさしく今道道昇格の件がありますが、この踏切の改良でも三重県の松阪市、小山踏切というところが実はまさしく写真を見ると今の踏切と同じような感じで、ここは2008年の3月に設計に着工してから何と2019年の2月までかかったそうです。設計に着手してから11年かかると。そういうところもございますので、これは一説によると、ここはJR東海ですか、JR東海さんとの交渉に時間がかかったということが出ておりますけれども、恐らく道道昇格もそんなに時間はかからないと思いますので、できましたらというよりも早めにこの道との協議を重ね、JRとも当然しなければならなくなりますので、重ねていただきながら一日も早いこども道道の昇格、また踏切の拡張といいますか、そういうことも進めていただきたいなというふうに思ってた質問でした。何としても子供たちの未来と当然我々含めた年配者の安全のためにしっかりとこの辺のことを推進していただきたくて質問をしましたので、ぜひともよろしく願います。答弁は結構です。

○議長(中井寿夫君) 寺田議員の発言が終わりました。

○議長(中井寿夫君) お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明15日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 3時21分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 6番 庄 巖 龍

余市町議会議員 8番 白 川 栄美子

余市町議会議員 9番 寺 田 進